

平成二年運輸省令第三十三号

貨物自動車運送事業報告規則

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十条第一項（同法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業報告規則を次のように定める。（趣旨）

第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。

（事業報告書及び事業実績報告書）

第二条 貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期に提出しなければならない。

Table with 4 columns: 第一欄 (Category), 第二欄 (Jurisdiction), 第三欄 (Reporting Period), 第四欄 (Reporting Method). Categories include general goods transport, special combined goods transport, and specific goods transport.

Table with 2 columns: 所轄地方運輸局長 (Jurisdiction) and 係る事業年度 (Reporting Period). It lists reporting periods from April 1st to July 31st of the previous year.

2 前項の事業報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。
一 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
二 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）
3 第一項の事業実績報告書は、貨物自動車運送事業実績報告書（第四号様式）とする。

第二条の二 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更後三十日以内は、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運送システムが二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあつては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、それぞれ提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業の種類（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の別をいう。）
三 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運送系統又は地域
四 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）
五 実施日

（臨時の報告）
第三条 貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。
（報告書の経由）
第四条 この省令の規定により国土交通大臣に報告書又は届出書を提出するときは、所轄地方運輸局長を経由することができる。
2 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に報告書又は届出書を提出するときは、その主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由することができる。

附則 この省令は法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行し、第二条の規定は平成二年十二月一日以降に開始する事業年度に係る営業報告書について適用し、第三条の規定は平成三年度以降に係る事業実績報告書について適用する。
附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二二号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成八年三月二五日運輸省令第一二二号）抄
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

（貨物自動車運送事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）
2 この省令の施行前に開始する事業年度に係る営業概況報告書、一般貨物自動車運送事業損益明細表及び一般貨物自動車運送事業人件費明細表の様式については、なお従前の例によることことができる。
3 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書の様式については、なお従前の例によることことができる。
附則（平成一〇年六月二九日運輸省令第一四一號）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附則（平成一三年三月二八日国土交通省令第五七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前に開始する事業年度に係る営業概況報告書の様式については、なお従前の例によることことができる。
3 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書の様式については、なお従前の例によることことができる。
附則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
附則（平成一五年一月二〇日国土交通省令第六六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
附則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下

第1号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)

事業者番号

事業者報告書  
年 月 日から 年 月 日まで  
あて  
住 居  
番 号  
事業者名 (自職名及び氏名)  
通称  
電話番号

経費内訳

区分	品目	数量	単位	額
送料				
燃料費				
賃借料				
光熱費				
雑費				
固定資産減価償却費				
その他				
計				

品目	数量	単位	額
役員報酬			
給与			
賞与			
退職金			
厚生年金			
健康保険			
雇用保険			
労務費			
臨時雇賃金			
その他の人件費			
計			

品目	数量	単位	額
燃料費			
賃借料			
光熱費			
雑費			
固定資産減価償却費			
その他			
計			

備考 1 役員報酬は、給与支払の対象となる役員報酬、退職金及び賞与は、20名を上限として記載する。2 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。3 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。

「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によってしたもののみならず、**附 則 (平成二十七年四月二十八日国土交通省令第三八号)**  
**省令第三八号)**  
この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。  
**附 則 (令和元年六月二十八日国土交通省令第二〇号)**  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。  
**第1号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)**

第2号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業経費内訳書

年 月 日から 年 月 日まで

区分	品目	数量	単位	額
燃料費				
賃借料				
光熱費				
雑費				
固定資産減価償却費				
その他				
計				

品目	数量	単位	額
役員報酬			
給与			
賞与			
退職金			
厚生年金			
健康保険			
雇用保険			
労務費			
臨時雇賃金			
その他の人件費			
計			

品目	数量	単位	額
燃料費			
賃借料			
光熱費			
雑費			
固定資産減価償却費			
その他			
計			

第2号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)

第3号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 居 番 号

事 業 者 名

区分	品目	数量	単位	額
役員報酬				
給与				
賞与				
退職金				
厚生年金				
健康保険				
雇用保険				
労務費				
臨時雇賃金				
その他の人件費				
計				

備考 1 (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。  
2 (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。  
3 運送費に係るその他の項については、荷役手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

第3号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)

第4号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 居 番 号

事 業 者 名

年 月 日から 年 月 日まで

区分	品目	数量	単位	額
燃料費				
賃借料				
光熱費				
雑費				
固定資産減価償却費				
その他				
計				

品目	数量	単位	額
役員報酬			
給与			
賞与			
退職金			
厚生年金			
健康保険			
雇用保険			
労務費			
臨時雇賃金			
その他の人件費			
計			

品目	数量	単位	額
燃料費			
賃借料			
光熱費			
雑費			
固定資産減価償却費			
その他			
計			

備考 1 区分の欄は、区分が不明な場合は「その他」と記載すること。  
2 役員報酬は、給与支払の対象となる役員報酬、退職金及び賞与は、20名を上限として記載する。2 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。3 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。4 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。5 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。6 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。7 賃借料は、保証付住宅借付権貸付 借入金並びに貸付権を有する借入金並びに保証付住宅借付権貸付の借入金、貸付権を有する借付債権を有する借入金とする。

第4号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)